

## 7 善監委告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項の規定に基づき公表します。

令和7年3月18日

善通寺市監査委員 櫛田 真 作

善通寺市監査委員 寿賀崎 久

### 令和6年度指定管理者監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者が適正かつ円滑に執行されているか監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### 記

#### 1 監査内容

監査は、令和5年度及び令和6年4月1日から令和6年12月31日までの期間を対象として、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 委託事業が法令、条例、規則、ガイドライン、協定等に基づき指定管理者の義務の履行は、適正に行われているか。
- (2) 施設の管理運営が設置目的に沿い、住民サービス向上と効率的な運営がなされているか。
- (3) 個人情報保護等の情報管理体制に遺漏はないか。

#### 2 監査の対象

| 施 設 名    | 指定管理者          | 市所管課 |
|----------|----------------|------|
| 善通寺市総合会館 | 穴吹エンタープライズ株式会社 | 総務課  |

### 3 監査の期間

令和7年1月28日から令和7年2月18日まで

説明聴取実施日 令和7年2月14日

### 4 監査の方法

下記の監査書類の提出及び提示を求め、指定管理料等の内容について照合確認するとともに、監査の対象となった公の施設に係る管理運営について、指定管理者及び市所管課から提出された資料に基づき、説明を聴取して実施した。

- (1) 善通寺市総合会館の管理運営に関する基本協定書（指定の期間：総合会館改修後の供用開始の日（令和5年2月）から令和8年3月31日まで）
- (2) 善通寺市総合会館の管理運営に関する年度協定書（令和5年度）
- (3) 善通寺市総合会館の管理運営に関する年度協定書（令和6年度）
- (4) 令和5年度事業報告書
- (5) 令和5年度収支内訳書
- (6) 令和6年度事業計画書及び収支計画書
- (7) 令和5年度アンケート調査結果
- (8) 令和5年度事業計画に沿っての課題分析と自己評価

### 5 善通寺市総合会館の概要

- (1) 所在地 善通寺市文京町二丁目1番4号
- (2) 延床面積 5,043.395 m<sup>2</sup>
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造5階建
- (4) 利用状況等

令和5年度 開館日数 360日

利用状況

| 室名         | 利用日数(①)<br>(単位：日) | 利用率(①/360<br>日)<br>(単位：%) | 利用回数(内全減免)<br>(単位：回) | 利用人数<br>(単位：人) |
|------------|-------------------|---------------------------|----------------------|----------------|
| 学習室        | 360               | 100.0                     |                      | 8,552          |
| コワーキングスペース | 360               | 100.0                     | 1,777                | 1,842          |
| 講習室1       | 93                | 25.8                      | 105 (94)             | 762            |

|            |     |      |               |        |
|------------|-----|------|---------------|--------|
| 講習室 2      | 93  | 25.8 | 105 ( 94)     | 757    |
| 講習室 3      | 148 | 41.1 | 179 ( 69)     | 4,328  |
| 講習室 4      | 126 | 35.0 | 139 ( 64)     | 2,216  |
| 会議室 1      | 105 | 29.2 | 118 ( 82)     | 1,033  |
| 会議室 2      | 74  | 20.6 | 127 (114)     | 990    |
| 会議室 3      | 147 | 40.8 | 163 ( 48)     | 562    |
| 会議室 4      | 104 | 28.9 | 120 ( 53)     | 398    |
| 多目的室       | 216 | 60.0 | 293 (187)     | 7,777  |
| イベント・マルシェ等 |     |      |               | 5,955  |
| 見学・来客      |     |      |               | 253    |
| 合計         |     |      | 3,126 (805)   | 35,425 |
| 郷土館        |     |      | 315 (開館)      | 2,813  |
| 社会福祉協議会    |     |      | 1,319 (1,319) | 12,120 |

(5) 指定期間 総合会館改修後の供用開始の日(令和5年2月)から令和8年3月31日まで

(6) 指定管理者の選択方法 公募による

(7) 指定管理料 令和5年度 48,000,000 円(消費税等を含む。)

新たに指定管理者制度が導入された市立図書館については、民間のノウハウやアイデアを活かした良質な市民サービスが提供されていると思われる。市においても指定管理者制度の運用には、自治体法務に関する知識と理解が求められることから、本制度を熟知し、引き続き適正かつ適切な管理監督が図られるよう要望する。

(8) 決算状況等 (単位：千円)

|     | 項 目      | 令和5年度計画 | 令和5年度実績 | 備 考           |
|-----|----------|---------|---------|---------------|
| 収 入 | 1 指定管理料  | 48,000  | 48,000  |               |
|     | 2 利用料金収入 | 1,870   | 3,351   | 貸館、コワーキングスペース |
|     | 3 カルチャー等 | 8,110   | 4,776   | カルチャー講座企画     |

|     |          |        |        |                   |
|-----|----------|--------|--------|-------------------|
| 収 入 | 4 イベント収入 | 550    | 696    | コワーキングイベント、マルシェ等  |
|     | 5 雑収入    | 110    | 244    | 自販機手数料等           |
|     | 計        | 58,640 | 57,067 |                   |
| 支 出 | 1 人 件 費  | 24,241 | 27,049 | 給料等               |
|     | 2 事 業 費  | 11,094 | 6,197  | カルチャー原価<br>イベント原価 |
|     | 3 管 理 費  | 23,305 | 26,658 | 業務委託費             |
|     | 計        | 58,640 | 59,904 |                   |

## 5 監査の結果

指定管理者について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、「善通寺市総合会館の管理に関する基本協定書」に基づく所管課への事業報告書(3)「収支決算書」においては円単位で報告されたい。また、(4)利用者満足度調査の実施結果については回答が少ないので多くの回答を得られるよう努力していただきたい。

また、所管課については、今後も適切な管理が行われるように、指定管理者と連絡、協議を密にし、施設の管理運営状況の把握に努められ、適正かつ適切な管理監督を図られたい。